

01 厚生年金制度に統一されました

■「被用者年金制度の一元化」とは

国内に住むすべての20歳以上の方の公的年金は、大きく下表のように加入年金実施機関と制度が分かれていましたが、平成27年10月から被用者（お勤めの方）の**年金制度が厚生年金に統一**されたため、以降の年金請求手続きなどに多少の違いが生じています。

主な加入者	年金制度	これまで	→	平成27年10月以降
自営業の方、学生、専業主婦…など		国民年金	→	国民年金
民間企業のサラリーマン、OL…など		厚生年金	→	厚生年金
国家公務員		国家公務員共済	→	※制度のみの統一で、支給事務などは共済組合等が引き続き実施します
地方公務員		地方公務員等共済		
私立学校の教職員		私学共済		

■共済年金加入の方は平成27年10月統一以降にどうなったか？

<年金相談はどこへ？>

年金相談や加入記録照会など、これまでは加入している**共済組合等**（国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合、私立学校教職員共済）でしか相談できなかった事項が、日本年金機構（年金事務所等）でも可能になっています。ただしこれは統一後の厚生年金に関してのみです。

また統一以前に決定した退職共済年金についての相談はできませんので、従来通り共済組合等へご相談・お問合せください。

<「公務員共済年金のお知らせ」「私学ねんきんメール」などの案内文書はどうなった？>

「ねんきん定期便」に統一され、毎年の誕生日にハガキが送られています。

特に節目年齢である35歳・45歳・59歳の誕生日を迎える方には、より詳しい内容が封書で送られてきます。（2ページを参照）「ねんきん定期便」の送付元は現在加入している共済組合等からです。



<年金を受給できる年齢になったら？>

かつての共済年金に相当する分（名称は厚生年金になっています）が受給できる年齢になる前に、最後に加入していた（いる）実施機関から「ねんきん請求書」が送られてきます。

これは厚生年金と共済年金の両方に加入歴のある方が混乱しないように配慮した、ワンストップサービスの一環です。年金額の決定や支給自体は、日本年金機構と共済組合等がそれぞれ実施します。

02 「ねんきん定期便」とは

■「ねんきん定期便」（封書）

35、45、59歳の誕生日を迎えた方には、日本年金機構や共済組合等から封書で「ねんきん定期便」が送られてきます。保険料納付実績や年金見込額などの詳しい情報が記載されていますので、入念に確認してください。



【主な送付物】



「これまでの年金加入期間」「老齢年金の見込額」です

国民年金の**保険料を納めた期間**、および**免除された期間**の月数です。免除期間とは保険料の滞納期間ではなく、申請することで免除を認められた期間で、「全額」「3/4」「半額」「1/4」の4種類あります。免除部分以外の保険料は納付していなければなりません。

第3号被保険者期間の月数です。主にサラリーマンの奥さまなどが、昭和61年4月以降、届出をすることで加入していると認められた期間のことです。**注1**

合算対象期間（いわゆる**カラ期間**）の月数です。主にサラリーマンの奥さまなどが、昭和36年4月～61年3月までの間に任意加入しなかった期間のことです。

あなたの**年金の受給見込額**です。現在の年金加入条件で、60歳まで加入したと仮定した場合の数字が記載されています。なおこの欄が空白の場合は、「ねんきん定期便」の作成日時点での年金加入期間が300ヵ月に満たないなどの理由が考えられます。



これまでの『年金加入履歴』です

あなたのこれまでの加入年金履歴と加入月数が例のように時系列で記されています。記載前後および途中で抜けている期間にモレがないのかを必ずチェックしてください。

なお、お勤め先は社名が表示されていたり、「厚生年金保険」などと表示されていたりします。

「第1号被保険者」の加入期間は、保険料納付期間だけでなく、未納期間も含めて月数が書かれています。

国民年金の納付期間・カラ期間・未納期間や厚生年金、共済年金等の加入期間が、それぞれ集計されて例のように記載されています。

35、45、59歳以外の誕生日を迎えた方に送られてくるハガキの「ねんきん定期便」も、封書の簡略版のようなイメージですので、よく眼を通して、間違いがないか確認しましょう。